



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市議会議員互助会補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、茅ヶ崎市議会議員の健康管理のため茅ヶ崎市議会議員互助会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助の対象) 第2条 補助の対象とする事業は、市議会議員の健康管理に関する事業(以下「補助事業」という。)とする。 (補助金額) 第3条 補助金の額は、140,000円とする。</p> <p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (会派) 第7条 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。 3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。 (議員研修) 第18条 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 (議会事務局) 第19条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市議会議長交際費支出基準</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この基準は、市議会議長交際費（以下「交際費」という。）の支出基準及び取扱い手続き等について定めることを目的とする。</li><li>2 交際費は、議長が市議会を代表して対外的に公的な交際をするための経費であって、その支出区分は別表のとおりとする。</li><li>3 交際費の支出手続きは、茅ヶ崎市財務規則の規定に基づきこれを行う。</li></ol>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 577,000円 副議長 月額 499,000円 議員(常任委員長及び運営委員長) 月額 473,000円 議員 月額 467,000円</p> <p>2 前項の規定により支給する議員報酬は、毎月21日までに支給する。 (費用弁償)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として別表第1及び別表第2により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。 2 前項に定めるもののほか、費用弁償の額及びその支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 (期末手当)</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、辞職、死亡等によりその職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>・市議会議員共済会事務負担金規程</p> <p>第一条 (事務負担金の額)</p> <p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第三項の規定による市議会議員共済会(以下「共済会」という。)の事務に要する費用(以下「事務負担金」という。)は、第二条により決定された額に、毎年四月一日現在における各市の市議会議員の定数を乗じて得た額とする。</p> <p>第四条 (事務負担金の徴収方法)</p> <p>市議会議員共済会会長(以下「会長」という。)は、第二条により事務負担金の基準額が決定したときは、毎年四月末日までに各市議会議長及び市長に、徴収通知を添付のうえ、当該市の事務負担金額を通知するものとする。</p> <p>第五条 (事務負担金の納付期限)</p> <p>事務負担金は、毎年九月末日までに共済会に納付するものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市議会事務局設置条例</li><li>・茅ヶ崎市議会事務局規程</li></ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 第100条 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、茅ヶ崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付の対象) 第2条 政務活動費は、茅ヶ崎市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。 (交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、月額40,000円に各月の1日（一般選挙が行われた日の属する月の翌月にあつては、10日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数を乗じて得た額を半期(4月から9月まで及び10月から翌年の3月までをいう。以下同じ。)ごとに交付する。 2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。 3 一の半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。 5 政務活動費は、各半期の最初の月の末日（以下「交付日」という。）に交付する。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例施行規則 (交付等の申請) 第2条 茅ヶ崎市議会における会派（以下「会派」という。）の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書（第1号様式）により市長が別に定める期日までに議長を經由して市長に申請しなければならない。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>								
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・全国市議会議長会会則</p> <p>第1条 本会は、全国市議会議長会といい、全国各市議会の議長を会員とする。</p> <p>第27条 本会の経費は、各市議会の負担金、寄附金その他の収入をもってこれにあて る。</p> <p>2 各市議会の負担金は、毎年度予算で定める。ただし、負担金の基準の変更は総会の議 を経なければならない。</p> <p>・全国市議会議長会会則施行規則</p> <p>第10条 本会各市負担金の基準は、均等割及び人口割とし、その額は次のとおりとす る。</p> <table border="0" data-bbox="319 716 1276 806"> <tr> <td>(人口)</td> <td>(均等割)</td> <td>(人口割)</td> <td>(負担金)</td> </tr> <tr> <td>200千人以上～300千人未満</td> <td>261千円</td> <td>664千円</td> <td>925千円</td> </tr> </table> <p>・関東市議会議長会会則</p> <p>第1条 この会は、関東市議会議長会という。</p> <p>第2条 この会は、東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、山梨の各都県の市議 会の議長をもって組織する。</p> <p>第26条 この会の経費は、各市の負担金及びその他の収支をもってあてる。</p> <p>2 前項の各市負担金は、毎年度予算で定める。</p> <p>3 定期総会の事務費負担金、臨時総会及び理事会、その他の会議の経費はその都度会長 が定める。</p> <p>・神奈川県市議会議長会会則</p> <p>第1条 この会は、神奈川県市議会議長会という。</p> <p>第2条 この会は、神奈川県下各市議会の議長および副議長をもって組織する。</p> <p>・湘南地方市議会議長会規約</p> <p>第1条 この会派、湘南地方市議会議長会と称し、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、 茅ヶ崎市、南足柄市の各市議会議長をもって組織する。</p>	(人口)	(均等割)	(人口割)	(負担金)	200千人以上～300千人未満	261千円	664千円	925千円
(人口)	(均等割)	(人口割)	(負担金)						
200千人以上～300千人未満	261千円	664千円	925千円						



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・日本国憲法 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 7 栄典を授与すること。</p> <p>・全国市議会議長会表彰規程 第1条 次の各号の1に該当する者はこれを表彰する。 1 4年以上市議会正副議長の職にある者又はあった者。なお、市議会正副議長として8年以上、12年以上、16年以上、20年以上、24年以上、28年以上及び32年以上その職にある者又はあった者は特別表彰を行う。 2 10年以上及び15年以上市議会議員の職にある者又はあった者。なお、市議会議員として20年以上、25年以上、30年以上、35年以上、40年以上、45年以上及び50年以上その職にある者又はあった者は特別表彰を行う。</p> <p>・茅ヶ崎市表彰条例 (趣旨) 第1条 この条例は、市政各般にわたって市政の発展若しくは公共の福祉の増進に貢献したものの又は広く市民の模範となるものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。 (表彰の種類) 第2条 表彰は、一般表彰、職員表彰、教職員表彰及び自治功労彰とする。 (自治功労彰) 第6条 自治功労彰は、次の各号のいずれかに該当する者で、市政の発展又は公共の福祉の増進に貢献し、その功績が特に顕著と認められるものに対して行う。 (1) 市長として満8年以上在職し、退職した者 (2) 副市長又は教育長として満10年以上在職し、退職した者 (3) 市議会の議員として満12年以上在職した者 (4) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員として満15年以上在職したものの (5) その他市長が特に表彰の必要があると認める者</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市情報公開条例 (定義)</p> <p>第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等</p> <p>(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(行政文書の公開を請求する権利)</p> <p>第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 個人情報の保護に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 （定義） 第二条 略 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 一 行政機関 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、茅ヶ崎市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 (1) 議会の運営に関する事項</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会定例会条例 茅ヶ崎市議会定例会は、毎年4回とする。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会定例会規則 茅ヶ崎市議会定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、特に必要があるときは、これを変更することができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会委員会条例 (常任委員会の設置) 第2条 議会に常任委員会を置く。 (議会運営委員会の設置等) 第6条 議会に議会運営委員会を置く。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法  第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。  第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。  3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。  第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。  2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。  3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。  (1) 議会の運営に関する事項</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会委員会条例  (常任委員会の設置)  第2条 議会に常任委員会を置く。  (議会運営委員会の設置等)  第6条 議会に議会運営委員会を置く。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法</p> <p>第 1 6 条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から 3 日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。</p> <p>第 1 2 3 条</p> <p>4 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>（予算の送付及び公表）</p> <p>第 2 1 9 条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から 3 日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法  第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。</p> <p>第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会会議規則  （請願一覧表の作成及び配布）  第143条 議長は、請願書を受理したときは、請願一覧表を作成し、議員に配布するものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 第 1 2 3 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 2 3 4 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会委員会条例 （記録） 第 2 3 条 委員長は、会議の概要、会議に出席した委員の氏名その他の事項を記載した記録を職員に作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (説明責任等)</p> <p>第10条 2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。 (広報広聴の充実)</p> <p>第22条 議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。</p> <p>3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。</p> <p>(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会委員会条例 (議会運営委員会の設置等) 第6条 議会に議会運営委員会を置く。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・地方自治法 第100条 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。</p> <p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (市民参加) 第8条 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。 (説明責任等) 第10条 2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。 (広報広聴の充実) 第22条 議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市議会会議規則 第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。</p> <p>・茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程 (所掌事項) 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 茅ヶ崎市議会だよりの編集に関すること。 (2) 議会ホームページに関すること。 (3) 議会報告会及び意見交換会の企画、運営等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (説明責任等)</p> <p>第10条 2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。 (広報広聴の充実)</p> <p>第22条 議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (政策討議)</p> <p>第15条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。</p> <p>第16条</p> <p>2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 第100条 ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会会議規則 第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会全員協議会規程 （趣旨） 第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）第168条第2項の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法 第100条 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会会議規則 第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会ICT活用推進協議会規程 （趣旨） 第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）第168条第2項の規定に基づき、ICT活用推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法</p> <p>第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>(1) 条例を設け又は改廃すること。</p> <p>(2) 予算を定めること。</p> <p>第 9 7 条</p> <p>2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。</p> <p>第 9 9 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。</p> <p>第 1 1 2 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会基本条例 (議会事務局)</p> <p>第 1 9 条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方自治法 第100条 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市議会基本条例 (議会図書室) 第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。 2 議会図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市議会基本条例 (議会事務局)</p> <p>第19条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	